

北海道公安委員会告示第154号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年10月9日

北海道公安委員会委員長 倉 本 博 史

1 聴聞の期日

令和8年11月4日 午後1時00分

2 聴聞の場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部交通部運転免許管理課

聴 聞 会 場